平成20年３月期　中間決算短信（非連結）

平成19年11月12日

上場会社名	株式会社インター		上場取引所　大証二部
コード番号	8493		ＵＲＬ　http://www.inter-fi.co.jp/
代表者	（役職名）代表取締役社長	（氏名）平山　秀雄	
問合せ先責任者	（役職名）経営企画部長	（氏名）平山　碩憲	ＴＥＬ　（078）252－1234
半期報告書提出予定日	平成19年12月14日		

（百万円未満切捨て）

１．平成19年９月中間期の業績（平成19年４月１日～平成19年９月30日）

（1）経営成績

（%表示は対前年中間期増減率）

	営業収益		営業利益		経常利益		中間（当期）純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年９月中間期	5,058	△31.2	147	△72.5	137	△75.1	△285	－
18年９月中間期	7,349	1.5	534	△52.6	551	△51.1	299	△47.4
19年３月期	13,910	－	△3,616	－	△3,585	－	△5,636	－

	１株当たり中間（当期）純利益		潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	
	円	銭	円	銭
19年９月中間期	△26	34	－	－
18年９月中間期	27	69	－	－
19年３月期	△520	37	－	－

（参考）持分法投資損益　19年９月中間期　－百万円　18年９月中間期　－百万円　19年３月期　－百万円

（2）財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	１株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円　銭
19年９月中間期	29,847	10,926	36.6	1,008　86
18年９月中間期	56,323	17,295	30.7	1,596　83
19年３月期	47,030	11,220	23.9	1,035　93

（参考）自己資本　19年９月中間期　10,926百万円　18年９月中間期　17,295百万円　19年３月期　11,220百万円

（3）キャッシュ・フローの状況

	営業活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー	現金及び現金同等物期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
19年９月中間期	6,976	41	△15,653	1,188
18年９月中間期	1,922	84	△6,233	5,257
19年３月期	12,701	242	△12,603	9,824

２．配当の状況

	１株当たり配当金					
（基準日）	中間期末		期末		年間	
	円	銭	円	銭	円	銭
19年３月期	10	00	－	－	10	00
20年３月期	－	－	－	－		
20年３月期（予想）	－	－	5	00	5	00

３．平成20年３月期の業績予想（平成19年４月１日～平成20年３月31日）

（%表示は対前期増減率）

	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益		１株当たり当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通期	8,238	△40.8	572	－	563	－	124	－	11	45

４．その他

(1) 中間財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの）

① 会計基準等の改正に伴う変更　　有

② ①以外の変更　　有

（注）詳細は、21ページ「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項」をご覧ください。

(2) 発行済株式数（普通株式）

①	期末発行済株式数（自己株式を含む）	19年９月中間期	11,138,710株	18年９月中間期	11,138,710株	19年３月期	11,138,710株
②	期末自己株式数	19年９月中間期	307,700株	18年９月中間期	307,700株	19年３月期	307,700株

（注）１株当たり中間（当期）純利益の算定の基礎となる株式数については、37ページ「１株当たり情報」をご覧ください。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

上記の予想は、現在において入手可能な情報及び将来の業績に影響を与える不確実な要因に係る仮定を前提としており、今後の様々な要因によって大きく変動する可能性がありますので、取扱には十分な注意を要します。なお、業績予想の前提となる仮定その他の関連事項については、３ページ「１．経営成績（1）経営成績に関する分析」をご参照ください。

１．経営成績

(1) 経営成績に関する分析

当中間期の経営成績

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用情勢に厳しさが残り、個人消費等の家計部門の一部に弱さが見られるものの、企業収益の改善など企業部門の好調さが持続し、景気は回復基調で推移いたしました。

しかしながら、当貸金業界におきましては、「貸金業の規制等に関する法律」（以下「貸金業規制法」という）第43条の「みなし弁済」規定について適用要件の厳格な解釈が示された平成18年１月の最高裁判決以降、利息返還請求が急増し、これに備えた利息返還損失引当金の大幅な積み増しが利益圧迫要因となり、さらに、同年12月に貸金業法が改正され、貸付上限金利が利息制限法金利と同水準まで引き下げられることとなるなど、業界を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況となっております。

また、当社におきましても、改正貸金業法への対応として債権ポートフォリオの改善を図るために、前事業年度より実施している与信基準の引き締め等の影響により融資残高の減少が続いているほか、前事業年度第４四半期に急増した過払い利息返還が高止まりの状況となるなど、厳しい状況で推移いたしました。

このような厳しい状況において、当社は、損益モデルの再構築に向けた全社レベルでの抜本的なコスト構造の見直しによる経営改革に取り組み、ローコストオペレーションの実現による事業基盤の立て直しを図るための施策の一環として、大規模な人員削減と店舗網の縮小を柱とした大胆なリストラを実施いたしました。

さらに、この経営改革を着実に推し進め、実施効果を最大限に享受するために、キャッシュ・フロー改善による資金繰りの安定化を図るべく、今期８月からの貸出抑制による資金支出の調整により、経常運転資金の確保に努める傍ら、取引先全金融機関に対して、借入元金返済額の変更による返済期限（借入期間）の延長を要請いたしました。

① 大胆なリストラの実施

今後見込まれる融資残高の減少を先取りし、融資残高200億円規模を想定した店舗網及び人員体制にまで、規模の縮小を先行して実施することで、今後中期的に取り組んでいく経営改革におけるコスト削減効果の極大化を図るべく大胆なリストラを断行いたしました。

ａ．店舗閉鎖の実施

前事業年度の下半期から順次実施してきた店舗統廃合により、平成19年９月末現在で25支店となっていた営業拠点数について、平成19年10月15日をもって以下16支店を閉鎖し、営業拠点数を９支店体制といたしました。

（閉鎖する店舗）

近畿地区		中国・四国・九州地区		関東地区		北陸・東北地区	
元町支店	（神戸市中央区）	広島支店	（広島市中区）	八王子支店	（東京都八王子市）	金沢支店	（石川県金沢市）
姫路支店	（兵庫県姫路市）	松山支店	（愛媛県松山市）	大宮支店	（さいたま市大宮区）	新潟支店	（新潟市中央区）
梅田支店	（大阪市北区）	高松支店	（香川県高松市）	熊谷支店	（埼玉県熊谷市）	仙台支店	（仙台市青葉区）
堺支店	（堺市堺区）	鹿児島支店	（鹿児島県鹿児島市）	千葉支店	（千葉市中央区）	郡山支店	（福島県郡山市）

ｂ．希望退職者募集による人員削減

店舗閉鎖と本社集約管理体制への移行及び本社部門のスリム化を実施するため、全ての正規社員を対象に希望退職者募集による大規模な人員削減を実施いたしました。これにより、社員数は希望退職者の退職日となる平成19年10月15日をもって約130名の人員体制となりました。（平成19年９月末の社員数は406名）

② キャッシュ・フロー改善による資金繰り安定化

当社が属する貸金業界の事業環境が極めて厳しい状況で推移する中、資金調達先である金融機関の融資姿勢はより一層慎重さを増しております。

当社におきましても、今期４月以降、金融機関からの新たな借入はなく、今後につきましても、間接金融における資金調達は当面見込めない状況が続くことが予想されます。このような厳しい資金調達環境に鑑み、当社では、資金の支出と収入のアンバランスを是正し資金繰りの安定化を図るべく、今期８月からの貸出停止による資金支出の抑制で経常運転資金の確保に努める傍ら、取引先全金融機関に対して、金融支援（借入元金返済額の変更による返済期限（借入期間）の延長）を要請し、各金融機関との個別交渉を続けてまいりました。

当該金融支援の内容及び取引先金融機関との交渉状況は以下のとおりです。

ａ．金融支援の内容（借入元金返済額の変更）

・平成19年10月～同年12月までの３ヶ月間 … 約定返済元金を据え置き、借入金利息のみの返済。
・平成20年１月～同年６月までの６ヶ月間 … 約定返済元金を50％減とする。
・平成20年７月～借入金完済までの期間 … 約定返済元金を30％減とする。

上記、各期間において減額された借入返済元金は、各借入金の当初契約の最終返済月以降に繰り延べられ、約定返済元金を30％減じた額により、借入金完済まで返済するものであります。

なお、当該金融支援は返済額変更による返済期限の延長であり、債務免除及び金利の減免はありません。

ｂ．金融支援要請の進捗状況

本日、平成20年３月期中間決算発表日現在における当該金融支援を要請した取引先金融機関との交渉の進捗状況は、全38先のうち、22先については当該金融支援をご了承いただいているほか、10先についてもご了承をいただく方向で前向きなご検討をいただいておりますが、６先につきましては、交渉の長期化が予想される状況であります。

なお、これら交渉の長期化が予想される一部金融機関につきましても、ご了承いただいた金融機関と同様に、平成19年10月以降の借入金返済は、当該金融支援に基づく変更後の元金返済を行うとともに、当該金融支援のご同意が得られるよう、今後も引き続き交渉を行ってまいります。

当中間会計期間の経営成績は、当中間会計期間末における融資残高が41,026百万円（前年同期比36.6％減）となり、前中間会計期間末に比べて大幅に減少したことによる貸付金利息収入の減少により、営業収益は前年同期比31.2％減の5,058百万円となりました。

借入金残高の大幅な減少により支払利息等の営業費用が大幅に減少したほか、店舗数や人員数減少に伴う人件費、その他費用の減少、営業広告費等の営業活動諸費用の減少などにより販売費及び一般管理費が減少したことにより、営業利益は147百万円（前年同期比72.5％減）となり、経常利益は137百万円（前年同期比75.1％減）となりました。

また、特別損益において、希望退職者募集による大幅な人員減少に伴い退職給付引当金の計上方法に係る会計方針の変更による差額199百万円を退職給付引当金戻入益として計上したことによる特別利益が199百万円、希望退職者募集による人員削減及び大規模な店舗閉鎖等のリストラ実施に係る費用581百万円の計上等による特別損失が605百万円となり、中間損益は285百万円の純損失（前中間会計期間は299百万円の純利益）となっております。

なお、当中間会計期間末における融資残高には、資産流動化に伴いオフバランスとなった営業貸付金18,671百万円（顧客数16,065件、契約口数18,535件）が含まれております。

通期の見通し

今後のわが国経済は、米国経済や原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要はあるものの、企業部門の好調さが持続し、これが家計部門に波及した国内民間需要に支えられた景気回復が続くものと思われます。

しかしながら、当貸金業界におきましては、利息返還請求の増加による利益圧迫、法改正による貸付上限金利の引き下げへの対応としてビジネスモデルの再構築が急務となるなど、業界を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続くことが予想されます。

このように、当社を取り巻く経営環境が激変し、厳しさを増している中、当社といたしましては、ローコストオペレーションの実現による事業基盤の立て直しを図るため、損益モデルの再構築に向けた全社レベルでの抜本的なコスト構造の見直しによる経営改革に取り組み、上限金利引き下げ等の法改正に適応した社内体制の整備を積極的に推し進めます。

通期業績の見通しといたしましては、キャッシュ・フロー改善のため、資金支出を抑制すべく当下半期における貸付実行を停止することによる融資残高の減少で、期末の融資残高は27,415百万円（前年同期比49.5％減）となることを見込み、これによる貸付金利息の減少で営業収益は8,238百万円（前年同期比40.8％減）となる見通しです。

一方、店舗閉鎖及び人員削減等のリストラ実施効果による人件費をはじめとする販売費及び一般管理費の減少により、営業利益は572百万円（前事業年度は3,616百万円の損失）となり、経常利益は563百万円（前事業年度は3,585百万円の損失）となる見通しです。

また、当中間期決算において計上いたしましたリストラ実施に係る特別損益の影響で、税引前当期純利益が156百万円（前事業年度は3,596百万円の損失）となり、当期純利益は124百万円（前事業年度は5,636百万円の損失）となる見通しです。

(2) 財政状態に関する分析

① 資産の部

流動資産

当中間会計期間末の現金及び預金が前中間会計期間末に比べて4,070百万円減少し1,188百万円（前中間会計期間末は5,258百万円）となったほか、営業貸付金が前中間会計期間末に比べて20,052百万円減少し20,149百万円（前中間会計期間末は40,201百万円）、商業手形が前中間会計期間末に比べて2,789百万円減少し594百万円（前中間会計期間末は3,383百万円）となるなど前中間会計期間末に比べて大幅な減少となったことにより、当中間会計期間末の流動資産の残高は27,551百万円（前中間会計期間末は52,872百万円）となり、前中間会計期間末に比べて25,320百万円減少いたしました。

固定資産

当中間会計期間末の有形固定資産の残高は、建物、器具備品等の減価償却により前中間会計期間末に比べて81百万円減少し、無形固定資産についてもソフトウェア償却等により前中間会計期間末に比べて32百万円減少したほか、投資有価証券の売却、繰延税金資産の取崩しなどにより投資その他の資産の残高が前中間会計期間末に比べて1,040百万円減少したことが主たる要因となって、当中間会計期間末の固定資産の残高は2,295百万円（前中間会計末は3,450百万円）となり、前中間会計期間末に比べて1,154百万円減少いたしました。

② 負債の部

流動負債

当中間会計期間末の利息返還損失引当金の流動負債計上額が1,351百万円（前中間会計期間末は93百万円）となったことによる増加はありましたが、未払法人税等が31百万円（前中間会計期間末は602百万円）となり前中間会計期間末に比べて570百万円減少したほか、短期借入金の残高が1,259百万円（前中間会計期間末は4,460百万円）、１年以内返済予定の長期借入金の残高が8,234百万円（前中間会計期間末は17,871百万円）となるなど流動負債に計上する有利子負債残高が前中間会計期間末に比べて12,836百万円減少したことが主たる要因となって、当中間会計期間末の流動負債の残高は13,322百万円（前中間会計期間末は25,870百万円）となり、前中間会計期間末に比べて12,547百万円減少いたしました。

固定負債

当中間会計期間末の利息返還損失引当金の固定負債計上額が2,095百万円（前中間会計期間末は266百万円）となったことによる増加はありましたが、退職給付引当金が前中間会計期間末に比べて260百万円減少し、社債（前中間会計期間末は500百万円）が前中間会計期間末に比べて500百万円減少したほか、長期借入金の残高が前中間会計期間末に比べて8,578百万円減少し2,719百万円（前中間会計期間末は11,298百万円）となったことが主たる要因となり、当中間会計期間末の固定負債の残高は5,597百万円（前中間会計期間末は13,157百万円）となり、前中間会計期間末に比べて7,559百万円減少いたしました。

③ 純資産の部

前事業年度における純損失5,636百万円、当中間会計期間における中間純損失285百万円の計上により、当中間会計期間末の利益剰余金の残高が前中間会計期間末に比べて6,329百万円減少し5,428百万円（前中間会計期間末は11,758百万円）となったことにより、当中間会計期間末の純資産の残高は10,926百万円（前中間会計期間末は17,295百万円）となり、前中間会計期間末から6,368百万円減少いたしました。

④ キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動に伴う営業貸付金等の貸付実行及び回収による資金の増減における資金の増加はありましたが、資金調達活動における長短借入金等の借入及び返済における資金の減少が主たる資金の減少要因となり、前中間会計期間末に比べ4,069百万円減少し、当中間会計期間末には1,188百万円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、6,976百万円の増加（前中間会計期間は1,922百万円の増加）となりました。これは、税引前当期純利益（△は純損失）が△268百万円（前中間会計期間は547百万円）となったほか、利息返還損失引当金の減少額が553百万円（前中間会計期間は129百万円の増加）、資産流動化スキームに伴う収支において258百万円の資金の減少（前中間会計期間は4,114百万円の増加）となりましたが、営業活動における営業貸付金等の貸付実行及び回収による資金の増減において7,886百万円の資金の増加（前中間会計期間は4,097百万円の減少）となったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、41百万円の増加（前中間会計期間は84百万円の増加）となりました。これは、固定資産の取得による支出において14百万円の資金の減少（前中間会計期間は45百万円の減少）はありましたが、

投資有価証券の償還等による収入17百万円（前中間会計期間は120百万円）、その他投資による収入40百万円（前中間会計期間は15百万円）などの資金の増加によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、15,653百万円の減少（前中間会計期間は6,233百万円の減少）となりました。これは、資金調達活動における長短借入金等の借入及び返済において15,153百万円の資金の減少（前中間会計期間は6,098百万円の減少）、社債の償還による支出500百万円（前中間会計期間は ― 百万円）によるものです。

キャッシュ・フロー指標のトレンド

	第24期中間 平成17年９月期	第25期中間 平成18年９月期	第26期中間 平成19年９月期	第24期 平成18年３月期	第25期 平成19年３月期
自己資本比率（%）	28.5	30.7	36.6	27.3	23.9
時価ベースの自己資本比率（%）	29.5	15.6	5.6	24.7	12.2
債務償還年数（年）	9.5	7.9	△18.8	10.6	6.1
インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）	4.1	5.2	△1.4	4.1	5.7

（注）１．各指標の算出方法は、以下のとおりです。

(1) 自己資本比率：純資産／総資産

(2) 時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

(3) 債務償還年数：有利子負債／営業キャッシュ・フロー

（中間期の債務償還年数：有利子負債／（営業キャッシュ・フロー×２））

(4) インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

２．株式時価総額は中間期末（期末）株価終値×中間期末（期末）発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

３．営業キャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローから、営業貸付金等に係る収入・支出を除いた数値を使用しております。

４．有利子負債は、貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

(3) 利益配分に関する基本方針及び当期の配当

当社は、株主の皆様への利益配分に関して、当社の業績、業界の動向、経済状況等を勘案し、今後の事業展開に十分な株主資本を備えるため、内部留保の充実を図りながら安定した利益配分を継続することを基本方針としております。内部留保金につきましては、営業収益の源泉である営業貸付金等への再投資に充てるほか、営業基盤拡充のための費用等、将来における株主の皆様の利益拡大のための事業体質の強化に役立てることとしております。

なお、当中間期の配当につきましては、当社損益の厳しい状況ならびに厳しい経営環境に鑑み、平成19年5月14日の平成19年3月期決算発表時に公表いたしました配当予想のとおり、誠に遺憾ではありますが、中間配当の実施を見送らせていただきます。

また、期末配当につきましては、通期業績予想のとおり当期純利益の計上を見込み、平成19年5月14日の平成19年3月期決算発表時に公表いたしました配当予想のとおり期末配当を１株につき5円00銭とさせていただくことを予定しており、当期の１株当たりの年間配当額は5円00銭（前期に比べ5円00銭の減配）となる予定であります。

(4) 事業等のリスク

当社の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成20年3月期中間決算発表日現在において当社が判断したものであります。

① 経済環境の変動に伴うリスク

ａ．経済環境の変動について

現在、わが国経済は、改善が続く企業部門が牽引役となって、景気は長期持続的な回復基調で推移しており、先行きについても、持続する企業部門の好調さが家計部門に波及した国内民間需要に支えられた景気回復が続くものと思われます。しかしながら、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には依然留意が必要であるなど先行き不安材料も存在しており、その他様々な要因により経済環境が悪化した場合、自己破産件数や企業倒産件数の増加が貸倒費用の増加を招くなど、当社の業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

ｂ．資金調達について

（ⅰ）調達金利について

わが国の金融情勢は、着実な景気回復を続ける経済状況を踏まえ、平成18年３月に日本銀行が量的緩和策を解除し、同年７月には短期金利をほぼゼロ％に抑え込むゼロ金利政策についても解除するなど、わが国の金融政策が長く続いた超低金利政策からの転換期を迎えております。景気拡大を下支えするために追加利上げには依然慎重な姿勢を保ってはいるものの、今後の市場金利は上昇に向かうことが予想されます。また、当社は、営業収益の源泉となる営業貸付金等の貸付資金の大部分を資産流動化による市場からの資金調達並びに金融機関・ノンバンクからの借入金で賄っていることから、市場金利が短期間に急激に上昇した場合、資金調達コストの増加となり利益圧迫要因となって、当社の業績や財政状態に悪影響が及ぶおそれがあります。

（ⅱ）調達先について

当社では、安定的な資金確保のため、資金の調達先や調達方法の多様化を図り、リスク分散を行っておりますが、今後、経済情勢の悪化、金融機関・ノンバンクの貸付方針変更、業績悪化や不祥事等による当社の信用力低下等の要因により、資金調達が困難になった場合、当社の業績や財政状態に影響が及ぶおそれがあります。

現在、当社は「１．経営成績（1）経営成績に関する分析」に記載のとおり、取引先全金融機関に対して金融支援（借入元金返済額の変更による返済期限（借入期間）の延長）を要請し、全先から同意が得られるよう交渉を継続しております。既に、ご同意をいただいた過半の金融機関及び交渉継続中の金融機関を含む全先に対して、平成19年10月以降の借入金返済は当該金融支援に基づき、変更後の元金返済を行っておりますが、ご同意をいただいていない金融機関から期限の利益の喪失事由に該当したことをもって借入金の一括返済を余儀なくされた場合、資金繰りの悪化を招くこととなり、当社の業績や財政状態に悪影響が及ぶおそれがあります。

② 法的規制に関するリスク

ａ．貸金業規制法について

当社は「貸金業規制法」の定めにより、近畿財務局への貸金業登録（登録番号 近畿財務局長（6）第00468号、次回更新期限は平成20年２月17日）をしております。また、この法律により各種の業務規制（過剰貸付け等の禁止、貸付条件の掲示、貸付条件の広告、誇大広告の禁止、書面の交付、受取証書の交付、帳簿の備付け、白紙委任状の取得の制限、取立て行為の規制、債権証書の返還、標識の掲示、債権譲渡、貸金業取扱主任者の選任、証明書の携帯、支払催告書面の記載事項法定化等の規制）を受けております。当社は、これらの法的規制を遵守し事業を行っておりますが、何らかの理由により法的規制に違反し業務停止命令を含めた行政上の措置を受けた場合、もしくは貸金業登録を抹消された場合には、当社の営業活動及び業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

また、平成18年12月20日に「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成18年 法律第115号）が公布され、この公布から概ね３年を目途に「貸金業法」が全面施行となります。今後においても、法律改正等により業務規制の変更がなされ、当社の業務が著しく制限された場合、当社の営業活動及び業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

ｂ．貸付金利の規制について

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」という）に定める貸付上限金利は、平成12年６月１日より施行された「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」により、年29.20％に引き下げられ、当社は出資法上の貸付上限金利に基づいて貸付を行っております。

当社の貸付金利は、「利息制限法」第１条第1項において定められた利息の最高限度（元本が10万円未満の場合年20％、10万円以上100万円未満の場合年18％、100万円以上の場合15％により計算した金額）を超過する部分があ

ります。「利息制限法」第1条第1項によれば、当該超過部分について無効とするとされておりますが、同条第2項により債務者が当該超過部分を任意に支払ったときは、その返還を請求することができないとされており、「貸金業規制法」第43条において、当該超過部分の債務者が利息として任意に支払ったこと、同法17条に定める書面を契約時に交付していること、同法18条に定める受取証書を弁済の都度、直ちに交付していることなどの要件を満たしている場合には、「利息制限法」第1条第1項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなすとされております。しかしながら、平成18年12月20日に「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、この公布から概ね３年を目途に全面施行となる「貸金業法」において、みなし弁済制度が廃止され、「出資法」の上限金利は「利息制限法」の上限金利まで引き下げられ、いわゆる「グレーゾーン金利」は撤廃されます。これら関連法改正により、今後、利鞘の縮小により当社の業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

また、平成18年１月の最高裁判決において「貸金業規制法」第43条に定める利息の支払いに対する任意性要件について、より厳格に解釈する判決が示されたことの影響等により、「利息制限法」に定められた利息の最高限度額の超過利息部分について返還を求める訴訟（いわゆる過払い返還訴訟）等が以前に比べ大幅に増加しており、この請求を認める判決が続いております。これに対し、当社は、日本公認会計士協会が平成18年３月15日に公表した「『貸金業の規制等に関する法律』のみなし弁済規定の適用に係る最高裁判決を踏まえた消費者金融会社等における監査上の留意事項について」を踏まえ、平成18年３月期末より「利息返還損失引当金」を計上しております。さらに、前中間会計期間末において、日本公認会計士協会 業種別委員会報告第37号「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（平成18年10月13日付公表）の適用による引当金計上額の見積方法の変更等に従い「利息返還損失引当金」を積み増したほか、前事業年度末においても近時の利息返還状況を勘案して大幅に積み増し、当該超過利息の返還リスクに十分に備えております。しかしながら、今後さらに超過利息の返還を求める事例が増加し、想定を超える返還が必要となった場合には、当社の業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

ｃ．破産法改正について

改正「破産法」が平成16年６月２日に公布、平成17年１月１日より施行されております。この改正「破産法」の施行により、破産者の生活を保護するために自由財産の金額を拡大すること及び破産手続の簡素化、迅速化が図られました。これに伴い破産者数が増加する場合には、当社の業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

ｄ．民事再生法改正について

改正「民事再生法」が平成13年４月１日より施行されております。これにより、主に企業を対象としてきた従来の「民事再生法」に、小規模個人再生及び給与所得者等再生に関する特則が設けられ、債権調査及び再生計画の可決のための手続が簡素合理化されることとなりました。これに伴い、民事再生手続きをとる債務者が増加する場合には、当社の業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

ｅ．特定調停法について

平成12年２月17日に「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（いわゆる「特定調停法」）」が施行され、従来の民事調停手続きにおいて困難であった強制執行の停止が強化されており、債務者が財産を処分せずに債務整理を行えることや、一部の債務のみを整理できることとされております。これに伴い、特定調停手続きをとる債務者が増加する場合には、当社の業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

ｆ．司法書士法改正について

平成15年４月１日付で改正された「司法書士法」において、簡易裁判所で取扱可能な調停・民事訴訟等（但し訴額140万円以内）の業務について、法務大臣により認定された認定司法書士は、弁護士と同じく代理人として法廷に出廷することが可能となるなど、司法書士の業務範囲が拡大されました。今後、認定司法書士を代理人とした過払い金返還訴訟、債務整理等が増加した場合、当社の業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

ｇ．個人情報保護法について

平成17年４月１日より施行された「個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法という）」の定めにおいて、当社は個人情報取扱業者に該当します。同法において、個人情報取扱業者は一定の義務が課されることとなり、主務大臣からの命令に対する違反や報告義務を怠った場合、罰則が科せられることとなりました。

当社においては、金融庁により策定された「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づいて個人情報の取り扱い及び情報の管理、牽制体制等に関する規程の作成及び社内体制の整備を行っておりますが、何らかの原因により個人情報が流出した場合、「個人情報保護法」に照らして罰則が課されるおそれがあるだけでなく、当社の社会的信用の失墜により業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

③ 事業上のリスク

ａ．当社のビジネス戦略の成否について

当社は収益力増強のために様々なビジネス戦略を実施して参る所存でありますが、以下に述べるものをはじめとする様々な要因が生じた場合には、これらの戦略が功を奏しないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性

があります。

・競争状況または市場環境により、当社が目指している融資残高の拡大が期待通りの結果をもたらさないこと

・営業体制の抜本的改革などの業務改革や経費削減等の効率化を図る戦略が期待通りに進まないこと

b．競争について

当社が属する貸金業界は、業界大手業者による過度の取立行為が社会問題にまで発展した、いわゆる商工ローン問題を契機に、貸付上限金利の引き下げ等の法的規制の強化と景気の長期低迷による貸倒リスクの上昇などによる市場環境の悪化を背景に、業界内での勝ち組と負け組の二極分化が進んだことに加え、ビジネスローン市場への金融機関の新規参入によって競争が激化いたしました。さらに、利息返還請求の急増による利益圧迫、法改正による貸付上限金利の引き下げ等、厳しさを増す経営環境において、競争はより一層激化しております。当社が、こうした競争的な事業環境において優位性が保てない場合、当社の事業、業績及び財政状態に悪影響が及ぶおそれがあります。

c．不良債権について

（ⅰ）不良債権の状況

当社は、事業資金融資を主たる業務として行っており、不良債権の大幅な増加は利益圧迫要因となり、当社の業績及び財政状態に悪影響が及ぶおそれがあります。当社は、貸付債権の良質化を経営課題の最重要項目と位置付け、与信基準の厳格運用の徹底などにより、不良債権に短期延滞債権までを含む管理債権の抑制に努めております。

当社の不良債権の状況は以下のとおりであります。

	（第24期中間） 平成17年9月期	（第24期） 平成18年3月期	（第25期中間） 平成18年9月期	（第25期） 平成19年3月期	（第26期中間） 平成19年9月期
破綻先債権（千円）	231,031	194,710	247,686	146,591	142,913
延滞債権（千円）	485,068	561,348	807,411	1,153,637	1,470,475
3ヶ月以上延滞債権（千円）	638,664	572,818	811,576	951,716	893,978
貸出条件緩和債権（千円）	1,185,826	1,200,761	1,198,220	1,325,897	1,372,150
合　計（千円）	2,540,591	2,529,638	3,064,894	3,577,843	3,879,518
不良債権保有比率	3.83%	3.76%	4.74%	6.58%	9.46%

（注）不良債権保有比率＝不良債権合計／営業債権期末残高

（ⅱ）貸倒引当金の状況

当社は、営業貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。しかしながら、経済状態全般の悪化により、設定した前提及び見積りを変更せざるを得なくなり、またはその他の予期せざる事由により、当社は貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなるおそれがあります。また、実際の貸倒が当該前提及び見積りを大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となることもありえます。そのような場合には、貸倒費用の増加から当社の業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

当社の営業債権に係る貸倒引当金の状況は以下のとおりであります。

	（第24期中間） 平成17年9月期	（第24期） 平成18年3月期	（第25期中間） 平成18年9月期	（第25期） 平成19年3月期	（第26期中間） 平成19年9月期
貸倒引当金（千円）	3,887,800	3,983,270	4,437,551	5,003,760	5,045,846
（貸倒引当率）	（5.86%）	（5.92%）	（6.86%）	（9.21%）	（12.30%）
貸倒償却額（千円）	1,430,908	3,090,631	1,521,803	3,726,248	1,958,708
（貸倒償却率）	（2.16%）	（4.59%）	（2.35%）	（6.86%）	（4.77%）
営業債権期末残高（千円）	66,321,221	67,340,640	64,703,165	54,338,174	41,026,607

（注）1．上記貸倒引当金には、資産流動化に伴いオフバランスとなった営業貸付金についても、債権内容が不良化した場合には当社が当該不良債権を買い戻す契約となっていることから、これに対する貸倒引当金を含めたものを記載しております。

2．上記には金融機関が行う無担保ローンに対する債務保証の履行による求償債権残高及びこれに係る貸倒引当金及び貸倒償却額は含まれておりません。

3．貸倒引当率＝営業債権に係る貸倒引当金／営業債権期末残高

4．貸倒償却額＝貸倒引当金目的取崩額＋貸倒損失額

5．貸倒償却率＝貸倒償却額／営業債権期末残高

d．情報システムについて

当社は顧客へのサービス提供、営業の管理等の業務において、内部及び外部の情報ならびに技術的システム、ネットワークを利用しております。当社が使用する技術的システム及びネットワークに、自然災害、人為的過誤、停電、コンピュータウィルス、ハッカー等により、障害等が発生した場合、当社の事業や業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

２．企業集団の状況

当社は企業集団を構成しておりません。当社は主として、中小企業及び個人事業者への事業資金融資並びに商業手形の割引を主たる業務として行っております。また、その他周辺業務として、事業者金融事業におけるノウハウを活用し、金融機関が取扱うビジネスローンの保証業務を受託しております。

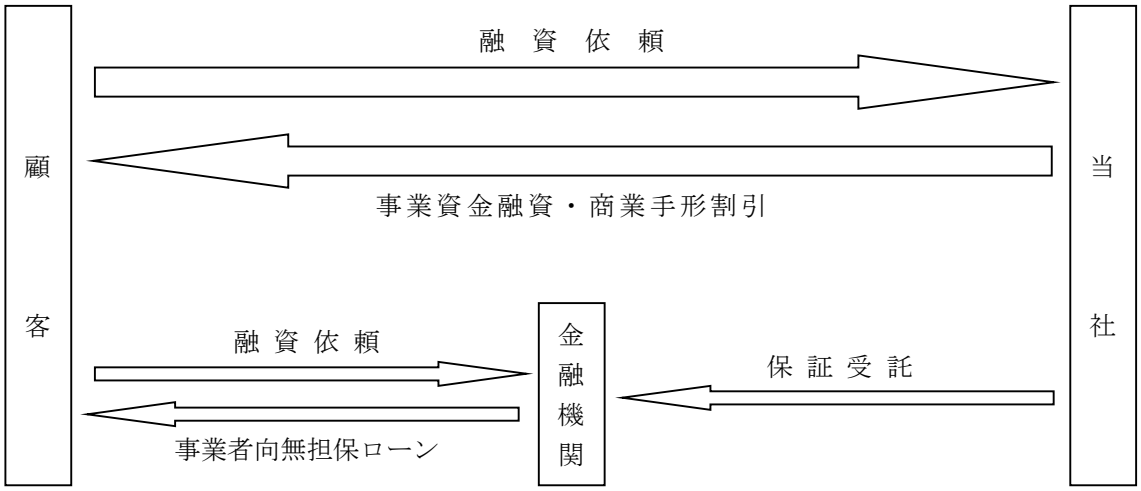

３．経営方針

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、経営理念に掲げた「お客様と共に発展を目指す」共存共栄の原理を基礎とした事業活動を展開し、顧客からの支持・信頼を得ることで、長期継続的な相互取引関係を築き、事業の安定成長を図ることを目指しております。

当社は、独自に築き上げた与信システムをより創造的に発展させ、他社が主要な取引対象としていない個人事業者、小規模企業を主な融資対象として市場での差別化を図り、他社が主力としていない無担保・無保証の信用貸付を主力商品とした金融サービスを幅広く提供し、経済社会の発展に寄与することを経営の基本方針としております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社の主力商品である無担保・無保証人の信用貸付は「お客様のニーズ」「お客様第一主義」を商品化させたものであり、当社のビジネスモデルの根幹となっております。このようなことから、当社は、お客様のニーズと利便性の高い商品として証書貸付形態の信用貸付を主力とした商品戦略、取引対象の主力を個人事業者及び小規模企業に特化したニッチ市場での差別化を事業戦略の基本としております。

当社は、これら商品特性と市場特性に基づく事業戦略による優良顧客との取引拡大と、リスク管理の充実と効率的な規模拡大による相対的なコスト削減の実現により、経営資源の効率的な配分による利益性を重視した路線を進むことで、事業者向け金融市場における信用貸付分野において一定のシェアを確保し、安定した収益力の維持を目指しております。

また、これら商品特性と市場特性に基づく事業戦略に加えて、市場環境の変化に即した顧客ニーズへの迅速な対応、金融サービスの提供等により企業価値を高め、事業ノウハウを活用した事業チャネルの多角化による収益源の多様化を図ることで、業容の拡大と企業としての更なる成長を実現することを中長期的な戦略としております。

そして当社は、あらゆる環境変化に耐え得る強固な財務体質を構築するために、中長期的な数値目標として掲げた「対融資残高経常利益率４％以上の確保」の実現に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

(3) 会社の対処すべき課題

当貸金業界におきましては、平成18年１月の一連の最高裁判決において、「貸金業規制法」第43条に規定されている「みなし弁済」規定の適用要件の厳格な解釈が示されて以降、利息返還請求の急増が利益圧迫要因となっており、さらに、平成18年12月には法定上限金利の引き下げや貸付総量規制などが盛り込まれた改正貸金業法が公布されるなど、業界を取り巻く経営環境は厳しい状況となっております。

このように、当社を取り巻く経営環境が激変し、厳しさを増している中、当社といたしましては、管理債権発生と貸倒償却率の抑制に注力することを中期的に取り組むべき最優先課題として貸倒関連費用の圧縮に努めるとともに、業務効率及び生産性の向上、ローコストオペレーションの追求などを目的とする各種施策を積極的に実施することで、上限金利の引き下げに対応できる損益構造を確立し、あらゆる環境変化に耐え得る強固な財務体質を構築することを目指します。

(4) その他、会社の経営上重要な事項

該当事項はありません。

４．中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記番号	前中間会計期間末（平成18年９月30日）			当中間会計期間末（平成19年９月30日）			前事業年度の要約貸借対照表（平成19年３月31日）		
		金額（千円）		構成比（%）	金額（千円）		構成比（%）	金額（千円）		構成比（%）
（資産の部）										
Ⅰ　流動資産										
１．現金及び預金		5,258,776			1,188,200			9,831,175		
２．商業手形	※2.5.6	3,383,866			594,614			2,218,931		
３．営業貸付金	※2.5	40,201,632			20,149,344			30,514,288		
４．信託受益権		4,360,785			6,395,260			4,259,786		
５．その他		3,172,727			2,831,362			1,594,663		
貸倒引当金	※8	△3,505,200			△3,607,100			△3,898,200		
流動資産合計			52,872,587	93.9		27,551,683	92.3		44,520,645	94.7
Ⅱ　固定資産										
１．有形固定資産	※1.2									
(1) 土地		571,355			570,458			571,355		
(2) その他		861,217			780,843			826,097		
有形固定資産合計		1,432,572			1,351,302			1,397,452		
２．無形固定資産		170,050			137,390			152,570		
３．投資その他の資産	※2.5	2,783,934			2,248,580			2,068,652		
貸倒引当金	※8	△936,109			△1,441,583			△1,108,798		
投資その他の資産合計		1,847,825			806,997			959,853		
固定資産合計			3,450,448	6.1		2,295,690	7.7		2,509,876	5.3
資産合計			56,323,036	100.0		29,847,373	100.0		47,030,521	100.0
（負債の部）										
Ⅰ　流動負債										
１．短期借入金	※2	4,460,000			1,259,525			6,230,000		
２．１年以内返済予定の長期借入金	※2	17,871,195			8,234,900			12,443,008		
３．１年以内償還予定の社債		500,000			500,000			1,000,000		
４．未払法人税等		602,413			31,675			349,552		
５．賞与引当金		330,407			67,397			191,157		
６．債務保証損失引当金		197			―			3		
７．利息返還損失引当金		93,000			1,351,000			1,600,000		
８．その他		2,013,068			1,878,198			1,771,950		
流動負債合計			25,870,281	45.9		13,322,696	44.6		23,585,672	50.1
Ⅱ　固定負債										
１．社債		500,000			―			―		
２．長期借入金	※2	11,298,378			2,719,428			8,694,628		
３．退職給付引当金		936,575			676,274			959,502		
４．役員退職慰労引当金		103,150			50,926			105,550		
５．利息返還損失引当金		266,000			2,095,360			2,400,000		

区分	注記番号	前中間会計期間末（平成18年９月30日）			当中間会計期間末（平成19年９月30日）			前事業年度の要約貸借対照表（平成19年３月31日）		
		金額（千円）		構成比（%）	金額（千円）		構成比（%）	金額（千円）		構成比（%）
６．その他		53,322			55,698			64,950		
固定負債合計			13,157,426	23.4		5,597,687	18.8		12,224,631	26.0
負債合計			39,027,707	69.3		18,920,383	63.4		35,810,303	76.1
（純資産の部）										
Ⅰ　株主資本										
１　資本金			3,460,527	6.1		3,460,527	11.6		3,460,527	7.4
２　資本剰余金										
(1) 資本準備金		4,444,027			4,444,027			4,444,027		
資本剰余金合計			4,444,027	7.9		4,444,027	14.9		4,444,027	9.4
３　利益剰余金										
(1) 利益準備金		160,000			160,000			160,000		
(2) その他利益剰余金										
配当積立金		250,000			―			250,000		
別途積立金		10,180,000			5,553,966			10,180,000		
繰越利益剰余金		1,168,241			△285,321			△4,876,033		
利益剰余金合計			11,758,241	20.9		5,428,644	18.2		5,713,966	12.1
４　自己株式			△207,188	△0.4		△207,188	△0.7		△207,188	△0.4
株主資本合計			19,455,608	34.5		13,126,011	44.0		13,411,333	28.5
Ⅱ　評価・換算差額等										
１　その他有価証券評価差額金			47,967	0.1		9,224	0.0		17,131	0.0
２　土地再評価差額金			△2,208,246	△3.9		△2,208,246	△7.4		△2,208,246	△4.6
評価・換算差額等合計			△2,160,279	△3.8		△2,199,022	△7.4		△2,191,115	△4.6
純資産合計			17,295,329	30.7		10,926,989	36.6		11,220,217	23.9
負債純資産合計			56,323,036	100.0		29,847,373	100.0		47,030,521	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記番号	前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日） 金額（千円）		百分比（%）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日） 金額（千円）		百分比（%）	前事業年度の要約損益計算書 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日） 金額（千円）		百分比（%）
Ⅰ　営業収益			7,349,061	100.0		5,058,888	100.0		13,910,774	100.0
Ⅱ　営業費用			503,877	6.9		386,636	7.6		960,460	6.9
営業総利益			6,845,183	93.1		4,672,251	92.4		12,950,313	93.1
Ⅲ　販売費及び一般管理費			6,311,019	85.9		4,525,196	89.5		16,567,099	119.1
営業利益			534,164	7.3		147,055	2.9		△3,616,786	△26.0
Ⅳ　営業外収益	※1		17,872	0.2		1,411	0.0		32,691	0.2
Ⅴ　営業外費用	※2		82	0.0		11,087	0.2		1,344	0.0
経常利益			551,954	7.5		137,380	2.7		△3,585,438	△25.8
Ⅵ　特別利益	※3		536	0.0		199,397	3.9		50,966	0.4
Ⅶ　特別損失	※4		5,456	0.1		605,726	12.0		61,648	0.4
税引前中間(当期)純利益			547,033	7.4		△268,949	△5.3		△3,596,121	△25.9
法人税、住民税及び事業税		520,087			16,371			818,179		
法人税等調整額		△272,926	247,161	3.4	－	16,371	0.3	1,221,791	2,039,971	14.7
中間（当期）純利益			299,872	4.1		△285,321	△5.6		△5,636,092	△40.5

(3) 中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					配当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年３月31日　残高（千円）	3,460,527	4,444,027	4,444,027	160,000	250,000	9,480,000	1,703,756	11,593,756	△207,188	19,291,123
中間会計期間中の変動額										
別途積立金の積立（千円）（注）						700,000	△700,000	－		－
剰余金の配当（千円）（注）							△135,387	△135,387		△135,387
中間純利益（千円）							299,872	299,872		299,872
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）（千円）										
中間会計期間中の変動額合計（千円）	－	－	－	－	－	700,000	△535,515	164,484	－	164,484
平成18年９月30日　残高（千円）	3,460,527	4,444,027	4,444,027	160,000	250,000	10,180,000	1,168,241	11,758,241	△207,188	19,455,608

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年３月31日　残高（千円）	63,621	△2,208,246	△2,144,625	17,146,498
中間会計期間中の変動額				
別途積立金の積立（千円）（注）				－
剰余金の配当（千円）（注）				△135,387
中間純利益（千円）				299,872
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）（千円）	△15,653		△15,653	△15,653
中間会計期間中の変動額合計（千円）	△15,653	－	△15,653	148,830
平成18年９月30日　残高（千円）	47,967	△2,208,246	△2,160,279	17,295,329

（注）　平成18年６月22日の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自平成19年４月１日　至平成19年９月30日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					配当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年３月31日　残高（千円）	3,460,527	4,444,027	4,444,027	160,000	250,000	10,180,000	△4,876,033	5,713,966	△207,188	13,411,333
中間会計期間中の変動額										
配当積立金の取崩し（千円）					△250,000		250,000	―		―
別途積立金の取崩し（千円）						△4,626,033	4,626,033	―		―
剰余金の配当（千円）							―	―		―
中間純損失（千円）							△285,321	△285,321		△285,321
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）（千円）										
中間会計期間中の変動額合計（千円）	―	―	―	―	△250,000	△4,626,033	4,590,712	△285,321	―	△285,321
平成19年９月30日　残高（千円）	3,460,527	4,444,027	4,444,027	160,000	―	5,553,966	△285,321	5,428,644	△207,188	13,126,011

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年３月31日　残高（千円）	17,131	△2,208,246	△2,191,115	11,220,217
中間会計期間中の変動額				
配当積立金の取崩し（千円）				―
別途積立金の取崩し（千円）				―
剰余金の配当（千円）				―
中間純損失（千円）				△285,321
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）（千円）	△7,906		△7,906	△7,906
中間会計期間中の変動額合計（千円）	△7,906	―	△7,906	△293,227
平成19年９月30日　残高（千円）	9,224	△2,208,246	△2,199,022	10,926,989

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年４月１日　至平成19年３月31日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					配当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年３月31日　残高（千円）	3,460,527	4,444,027	4,444,027	160,000	250,000	9,480,000	1,703,756	11,593,756	△207,188	19,291,123
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立（千円）　（注）						700,000	△700,000	―		―
剰余金の配当（千円）　（注）							△243,697	△243,697		△243,697
当期純損失（千円）							△5,636,092	△5,636,092		△5,636,092
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）（千円）										
事業年度中の変動額合計　（千円）	―	―	―	―	―	700,000	△6,579,790	△5,879,790	―	△5,879,790
平成19年３月31日　残高（千円）	3,460,527	4,444,027	4,444,027	160,000	250,000	10,180,000	△4,876,033	5,713,966	△207,188	13,411,333

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年３月31日　残高（千円）	63,621	△2,208,246	△2,144,625	17,146,498
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立（千円）　（注）				―
剰余金の配当（千円）　（注）				△243,697
当期純損失（千円）				△5,636,092
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）（千円）	△46,490		△46,490	△46,490
事業年度中の変動額合計　（千円）	△46,490	―	△46,490	△5,926,280
平成19年３月31日　残高（千円）	17,131	△2,208,246	△2,191,115	11,220,217

（注）別途積立金の積立700,000千円及び剰余金の配当のうち、135,387千円は、平成18年６月22日の定時株主総会における利益処分項目であります。

(4) 中間キャッシュ・フロー計算書

区分	注記番号	前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日） 金額（千円）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日） 金額（千円）	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日） 金額（千円）
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間（当期）純利益（△純損失）		547,033	△268,949	△3,596,121
減価償却費		160,810	115,154	260,849
固定資産売却損		―	16,752	―
固定資産除却損		456	7,139	3,384
賞与引当金の減少額		△54,948	△123,760	△194,197
退職給付引当金の増減額（△は減少）		40,675	△283,228	63,602
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）		2,400	△54,623	4,800
貸倒引当金の増加額		453,543	41,684	1,019,233
債務保証損失引当金の減少額		△536	△3	△730
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）		129,000	△553,639	3,770,000
投資有価証券売却益		―	―	△50,236
受取利息及び受取配当金		△16,799	△3,461	△28,257
支払利息		431,251	261,523	804,259
社債利息		6,740	6,185	13,499
貸倒償却額		1,523,019	1,958,979	3,727,637
破産更生債権等の増加額		△299,038	△313,159	△544,170
長期前払費用の増加額		△1,988	△521	△116,229
未払消費税等の増減額（△は減少）		△102	110	△462
その他流動資産の増減額（△は増加）		281,438	△1,270,038	1,259,605
その他流動負債の増減額（△は減少）		△266,353	370,600	△353,194
その他固定負債の減少額		△737	△1,611	△5,093
小計		2,935,866	△94,867	6,038,180

区分	注記番号	前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日） 金額（千円）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日） 金額（千円）	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日） 金額（千円）
利息及び配当金の受取額		16,791	3,542	28,769
利息の支払額		△426,271	△234,642	△814,078
法人税等の支払額		△620,004	△326,141	△1,168,176
小計		1,906,382	△652,108	4,084,693
商業手形の割引による支出		△6,297,107	△2,174,306	△10,731,099
商業手形の回収による収入		7,116,845	3,773,969	12,642,057
営業貸付金の貸付による支出		△22,883,634	△6,429,206	△36,034,467
営業貸付金の回収による収入		17,966,233	12,716,501	34,268,160
営業貸付金の買戻による支出		△2,965,727	△1,463,302	△4,139,491
営業貸付金の譲渡による収入		7,079,966	1,205,029	12,611,835
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,922,959	6,976,575	12,701,689
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		△1,000	△3,000	△7,000
定期預金の払戻による収入		―	10,000	―
投資有価証券の売却による収入		―	―	103,988
投資有価証券の償還等による収入		120,264	17,678	165,622
固定資産の取得による支出		△45,948	△14,782	△55,107
固定資産の売却による収入		―	2,632	―
その他投資による支出		△4,273	△11,549	△11,189
その他投資による収入		15,517	40,469	46,432
投資活動によるキャッシュ・フロー		84,560	41,448	242,746

区分	注記番号	前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日） 金額（千円）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日） 金額（千円）	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日） 金額（千円）
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の増減額（△は減少）		210,000	△4,970,474	1,980,000
長期借入による収入		4,250,000	―	8,550,000
長期借入金の返済による支出		△10,558,488	△10,183,295	△22,890,426
社債の償還による支出		―	△500,000	―
配当金の支払額		△134,983	△229	△243,560
財務活動によるキャッシュ・フロー		△6,233,471	△15,653,999	△12,603,987
Ⅳ　現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		△4,225,951	△8,635,975	340,447
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高		9,483,727	9,824,175	9,483,727
Ⅵ　現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		5,257,776	1,188,200	9,824,175

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
１．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。ただし、匿名組合出資金は、個別法による原価法を採用しております。	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 同左	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 同左
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年４月１日以降の新規取得建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　３～50年	(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年４月１日以降の新規取得建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　３～50年 (会計方針の変更) 法人税法改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更による損益への影響は軽微であります。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の５％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 なお、この変更による損益への影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年４月１日以降の新規取得建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　３～50年

項目	前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
	(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
	(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。	(3) 長期前払費用 同左	(3) 長期前払費用 同左
３．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（平成18年10月13日　日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第37号）に従い見積られた利息返還損失見込額の内、貸付金の返還請求権を放棄することにより相殺される利息返還損失部分に係る額231,000千円を含めて計上しております。 なお、当該利息返還損失部分に係る額は、従来から貸倒実績に含めて貸倒損失見込額が見積られていたため、この変更による貸倒引当金計上額に与える影響はありません。	(1) 貸倒引当金 貸金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。 (追加情報) 当事業年度より、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（平成18年10月13日　日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第37号）に従い見積られた利息返還損失見込額の内、貸付金の返還請求権を放棄することにより相殺される利息返還損失部分に係る額640,000千円を含めて計上しております。 なお、当該利息返還損失部分に係る額は、従来から貸倒実績に含めて貸倒損失見込額が見積られていたため、この変更による貸倒引当金計上額に与える影響はありません。
	(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

項目	前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
	(3) 債務保証損失引当金 金融機関等と提携している保証受託業務に係る保証債務の履行による損失に備えるため、当中間会計期間末における損失発生見込額を計上しております。	(3) 債務保証損失引当金 金融機関等と提携している保証受託業務に係る保証債務の履行による損失に備えるため、当中間会計期間末における損失発生見込額を計上することとしております。 なお、当中間会計期間末は保証債務がないため計上しておりません。	(3) 債務保証損失引当金 金融機関等と提携している保証受託業務に係る保証債務の履行による損失に備えるため、当事業年度末における損失発生見込額を計上しております。
	(4) 利息返還損失引当金 利息制限法上の上限金利を超過して支払われた利息の返還による損失に備えるため、当中間会計期間末における将来の損失発生見込額を計上しております。 (追加情報) 前事業年度は、『「貸金業の規制等に関する法律」のみなし弁済規定の適用に係る最高裁判決を踏まえた消費者金融会社等における監査上の留意点について』（平成18年３月15日　日本公認会計士協会審理情報№24）に基づき、期末における損失発生見込額を計上しておりましたが、当中間会計期間より、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（平成18年10月13日　日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第37号）に従って、将来の利息返還損失見込額を計上しております。 これにより従来の方法によった場合に比べて、営業利益及び経常利益は94,000千円減少し、税引前中間純利益は99,000千円減少しております。 なお、期首時点における同報告に基づく引当金計上額235,000千円と従来の見積方法に基づく引当金計上額230,000千円との差額5,000千円を利息返還損失引当金として特別損失に計上しております。	(4) 利息返還損失引当金 利息制限法上の上限金利を超過して支払われた利息の返還による損失に備えるため、当中間会計期間末における将来の損失発生見込額を計上しております。	(4) 利息返還損失引当金 利息制限法上の上限金利を超過して支払われた利息の返還による損失に備えるため、当事業年度末における損失発生見込額を計上しております。 (追加情報) 前事業年度は、『「貸金業の規制等に関する法律」のみなし弁済規定の適用に係る最高裁判決を踏まえた消費者金融会社等における監査上の留意点について』（平成18年３月15日　日本公認会計士協会審理情報№24）に基づき、期末における損失発生見込額を計上しておりましたが、当事業年度より、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（平成18年10月13日　日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第37号）に従って、将来の利息返還損失見込額を計上しております。 これにより従来の方法によった場合に比べて、営業利益及び経常利益は3,429,000千円減少し、税引前当期純利益は3,434,000千円減少しております。 なお、期首時点における同報告に基づく引当金計上額235,000千円と従来の見積方法に基づく引当金計上額230,000千円との差額5,000千円を利息返還損失引当金として特別損失に計上しております。

項目	前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
	また、同報告に従い見積られた利息返還損失見込額の内、貸付金の返還請求権を放棄することにより相殺される利息返還損失部分に係る額231,000千円は、貸倒引当金に含めて計上しております。		また、同報告に従い見積られた利息返還損失見込額の内、貸付金の返還請求権を放棄することにより相殺される利息返還損失部分に係る額640,000千円は、貸倒引当金に含めて計上しております。
	(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。	(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 (会計方針の変更) 当社は、平成19年８月31日の取締役会において、ローコストオペレーションの実現による事業基盤の立て直しを図るため、店舗閉鎖及び希望退職者募集による人員削減の実施を決定いたしました。この決定により、当事業年度下半期において従業員数が大幅に減少する見込みであり、退職給付債務については、従業員数の著しい減少により合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難となったため、当中間会計期間末より簡便法（期末自己都合要支給額）により計算しております。 なお、当該変更により、退職給付引当金戻入益199,394千円を、特別利益に計上しております。	(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
	(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。	(6) 役員退職慰労引当金 同左	(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
４．収益の計上基準	営業貸付金利息 営業貸付金利息は、発生基準により計上しております。 なお、営業貸付金に係る未収利息については、利息制限法利率または当社約定利率のいずれか低い方により計上しております。	営業貸付金利息 同左	営業貸付金利息 同左

項目	前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
５．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
６．ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ ヘッジ対象 社債、借入金 (3) ヘッジ方針 金利リスクの低減のために行っております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップ取引については、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
７．中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
８．その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等については、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については「投資その他の資産」に計上し５年間で均等償却しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 開示対象特別目的会社の概要、取引の概要及び取引金額等については「開示対象特別目的会社関係」として記載しております。 なお、当中間会計期間より「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第15号　平成19年３月29日）を適用しております。	消費税等の会計処理 消費税等については、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し５年間で均等償却しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号　平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月９日）を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 17,295,329千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	――――――	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号　平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月９日）を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 11,220,217千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

前中間会計期間末 （平成18年９月30日）	当中間会計期間末 （平成19年９月30日）	前事業年度末 （平成19年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 1,172,030千円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 1,185,284千円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 1,193,937千円
※２　担保資産 (1) 担保に供している資産 商業手形　91,027千円 営業貸付金　10,407,289千円 土地　570,458千円 有形固定資産その他　764,242千円 投資その他の資産　1,470千円 合計　11,834,487千円	※２　担保資産 (1) 担保に供している資産 商業手形　― 千円 営業貸付金　7,183,270千円 土地　570,458千円 有形固定資産その他　727,610千円 投資その他の資産　1,458千円 合計　8,482,797千円	※２　担保資産 (1) 担保に供している資産 商業手形　33,356千円 営業貸付金　11,591,621千円 土地　570,458千円 有形固定資産その他　745,432千円 投資その他の資産　1,470千円 合計　12,942,340千円
(2) 上記に対応する債務 短期借入金　500,000千円 １年以内返済予定の長期借入金　6,626,600千円 長期借入金　3,602,470千円 合計　10,729,070千円	(2) 上記に対応する債務 短期借入金　1,259,525千円 １年以内返済予定の長期借入金　3,990,000千円 長期借入金　1,888,000千円 合計　7,137,525千円	(2) 上記に対応する債務 短期借入金　2,500,000千円 １年以内返済予定の長期借入金　3,819,100千円 長期借入金　5,180,970千円 合計　11,500,070千円
――――――	なお、営業債権の流動化として営業貸付金の流動化を行っており、その一部については、譲渡担保付借入として会計処理しております。譲渡担保として会計処理されている営業貸付金が上記(1)担保に供している資産「営業貸付金」に2,364,093千円含まれております。 また、譲渡担保付借入残高が上記(2)対応する債務「短期借入金」に1,259,525千円含まれております。 さらに、当該流動化に関連した「その他の流動資産」61,943千円が留保されています。	なお、営業債権の流動化として営業貸付金の流動化を行っており、その一部については、譲渡担保付借入として会計処理しております。譲渡担保として会計処理されている営業貸付金が上記(1)担保に供している資産「営業貸付金」に2,833,055千円含まれております。 また、譲渡担保付借入残高が上記(2)対応する債務「短期借入金」に2,000,000千円含まれております。 さらに、当該流動化に関連した「その他の流動資産」69,933千円が留保されています。
３　資産流動化に伴い、オフバランスとなった資産の額 信託受益権の譲渡による営業貸付金のオフバランス額 20,066,127千円	３　資産流動化に伴い、オフバランスとなった資産の額 信託受益権の譲渡による営業貸付金のオフバランス額 18,671,995千円	３　資産流動化に伴い、オフバランスとなった資産の額 信託受益権の譲渡による営業貸付金のオフバランス額 20,307,764千円
４　偶発債務 金融機関等が行う無担保ローンに対する債務保証 5,318千円	４　偶発債務 金融機関等が行う無担保ローンに対する債務保証 ― 千円	４　偶発債務 金融機関等が行う無担保ローンに対する債務保証 67千円

前中間会計期間末 （平成18年９月30日）	当中間会計期間末 （平成19年９月30日）	前事業年度末 （平成19年３月31日）
※５　不良債権の状況 区分 / 金額(千円) 破綻先債権 247,686 延滞債権 807,411 ３ヶ月以上延滞債権 811,576 貸出条件緩和債権 1,198,220 合計 3,064,894	※５　不良債権の状況 区分 / 金額(千円) 破綻先債権 142,913 延滞債権 1,470,475 ３ヶ月以上延滞債権 893,978 貸出条件緩和債権 1,372,150 合計 3,879,518	※５　不良債権の状況 区分 / 金額(千円) 破綻先債権 146,591 延滞債権 1,153,637 ３ヶ月以上延滞債権 951,716 貸出条件緩和債権 1,325,897 合計 3,577,843
（注） １．破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の回収見込みがないものとして未収利息を不計上とした債権のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由または同項第４号に規定する事由が発生している債権であります。 ２．延滞債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の回収見込みがないものとして未収利息を不計上とした債権で、破綻先債権及び貸出条件緩和債権以外の債権であります。 ３．３ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から３ヶ月以上遅延している債権で、破綻先債権及び延滞債権以外の債権であります。 ４．貸出条件緩和債権とは、債務者の支援または債権の回収促進を目的に金利の減免または債権の一部放棄など、債務者に有利となる取り決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権及び３ヶ月以上延滞債権以外の債権であります。	（注） １．　同左 ２．　同左 ３．　同左 ４．　同左	（注） １．　同左 ２．　同左 ３．　同左 ４．　同左
※６　期末日満期手形の会計処理 期末日満期手形の会計処理については、満期日をもって決済処理しております。従って、当中間会計期間末は、金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 なお、当中間会計期間末残高から除かれている中間会計期間末満期手形は、次のとおりであります。 商業手形　443,667千円	※６　期末日満期手形の会計処理 期末日満期手形の会計処理については、満期日をもって決済処理しております。従って、当中間会計期間末は、金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 なお、当中間会計期間末残高から除かれている中間会計期間末満期手形は、次のとおりであります。 商業手形　167,174千円	※６　期末日満期手形の会計処理 期末日満期手形の会計処理については、満期日をもって決済処理しております。従って、当事業年度末日は、金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 なお、当事業年度末残高から除かれている期末日満期手形は、次のとおりであります。 商業手形　306,273千円

前中間会計期間末 （平成18年９月30日）	当中間会計期間末 （平成19年９月30日）	前事業年度末 （平成19年３月31日）
７．財務制限条項 (1) 借入金の内、短期借入金2,700,000千円、長期借入金4,237,000千円（１年以内返済予定の長期借入金3,002,000千円を含む。）には財務制限条項が付されており、以下の各条項の何れかに抵触した場合には、借入先からの請求により借入金を一括返済することとされております。なお、複数の基準値がある場合は、厳しい方を記載しております。 ① 各月末現在における貸付金残高（商業手形割引及び証券化された営業貸付金を含む。）に対する貸倒償却率が、直前３ヶ月連続または直前３ヶ月の平均値で0.7%未満であること。 ② 各月末現在における貸付金残高（商業手形割引及び証券化された営業貸付金を含む。）に対する管理債権残高の比率が直前３ヶ月の平均値で８％未満であること。 ③ 各月末現在における１顧客に対する平均貸付残高が直前３ヶ月の平均値で2,000千円未満であること。 ④ 各四半期末現在における純資産比率（自己資本の額から無形固定資産の額を控除して総資産の額で除した値）が25%以上を維持すること。 ⑤ 各四半期末現在における外部借入残高（短期借入金、長期借入金（１年以内返済予定の長期借入金を含む。）、社債、コマーシャルペーパーの残高の合計額）が、純資産額（自己資本の額から無形固定資産の額を控除した額）の2.5倍を上回らないこと。 ⑥ 各事業年度の期末または中間会計期間末現在における資本の額が、平成18年３月末現在の資本の額または直前期末または中間会計期間末現在の資本の額のいずれか大きい方の額の80%以上を維持すること。 ⑦ 各事業年度の期末または中間会計期間末現在における営業損益が損失とならないこと。	７．財務制限条項 借入金の内、長期借入金116,662,000千円（１年以内返済予定の長期借入金108,329,000千円を含む。）には財務制限条項が付されており、以下の各条項の何れかに抵触した場合には、借入先からの申出により、金利の引上げ、返済方法の変更、融資期間の短縮などの融資条件の変更に同意することとされてます。 ① 各事業年度の期末現在における純資産額（総資産額から総負債額を引いた額）が前事業年度期末対比80%以上を維持すること。 ② 各事業年度の期末現在における税引後利益が２期連続して赤字とならないこと。	７． 財務制限条項 (1) 借入金の内、短期借入金4,200,000千円、長期借入金3,393,660千円（１年以内返済予定の長期借入金612,329千円を含む。）には財務制限条項が付されており、以下の各条項の何れかに抵触した場合には、借入先からの請求により借入金を一括返済または早期返済することとされております。なお、複数の基準値がある場合は、厳しい方を記載しております。 ① 各月末現在における貸付金残高（商業手形割引及び証券化された営業貸付金を含む。）に対する貸倒償却率が、直前３ヶ月連続または直前３ヶ月の平均値で0.8%以下であること。 ② 各四半期末現在における純資産比率（自己資本の額から無形固定資産の額を控除して総資産の額で除した値）が20%以上を維持すること。また、純資産額が100億円以上を維持すること。 ③ 各四半期末現在における外部借入残高（短期借入金、長期借入金（１年以内返済予定の長期借入金を含む。）、社債、コマーシャルペーパーの残高の合計額）が、純資産額（自己資本の額から無形固定資産の額を控除した額）の3.0倍を上回らないこと。 ④ 各事業年度の期末または中間会計期間末現在における純資産の額が、平成18年３月末現在の純資産の額または直前期末または中間会計期間末現在の純資産の額のいずれか大きい方の額の80%以上を維持すること。 ⑤ 各事業年度の期末または中間会計期間末現在における営業損益が損失とならないこと。また、各事業年度の期末現在における当期純利益が２期連続して赤字とならないこと。 ⑥ 各事業年度の期末現在における営業利益・受取利息・配当金の合計額が、借入金利息・社債利息・再割引料の合計額の１倍以上を維持すること。

前中間会計期間末 （平成18年９月30日）	当中間会計期間末 （平成19年９月30日）	前事業年度末 （平成19年３月31日）
(2) 借入金の内、長期借入金 2,902,600千円（１年以内返済予定の長期借入金1,787,600千円を含む。）には財務制限条項が付されており、以下の各条項の何れかに抵触した場合には、当社が有する営業貸付債権を譲渡担保債権として譲渡することとされております。 ① 各月末現在における貸付金残高（商業手形割引及び証券化された営業貸付金を含む。）に対する貸倒償却率が、直前３ヶ月連続または直前３ヶ月の平均値で0.8%未満であること、または期末における当該貸倒償却率が７％を超えないこと。 ② 各四半期末現在における純資産比率（自己資本の額から無形固定資産の額を控除して総資産の額で除した値）が20%以上を維持すること。 ③ 各事業年度末現在における経常損益が損失とならないこと。		(2) 借入金の内、長期借入金 5,745,800千円（１年以内返済予定の長期借入金2,211,600千円を含む。）には財務制限条項が付されており、以下の各条項の何れかに抵触した場合には、当社が有する営業貸付債権を譲渡担保債権として譲渡することとされております。 ① 各月末現在における貸付金残高（商業手形割引及び証券化された営業貸付金を含む。）に対する貸倒償却率が、直前３ヶ月連続または直前３ヶ月の平均値で0.8%未満であること、また、期末における当該貸倒償却率が７％以下であること。 ② 各月末現在における貸付金残高（商業手形割引及び証券化された営業貸付金を含む。）に対する管理債権残高の比率が、直前３ヶ月連続または直前３ヶ月の平均値で９％以下であること。 ③ 各四半期末現在における純資産比率（自己資本の額から無形固定資産の額を控除して総資産の額で除した値）が20%以上を維持すること。 ④ 各事業年度の期末または中間会計期間末現在における経常利益または当期純利益が損失とならないこと。 ⑤ 各事業年度の期末または中間会計期間末現在において、株主に対する配当が無配とならないこと。 ⑥ 上場廃止となった場合。 なお、財務制限条項に一部抵触しております。
※８　貸倒引当金 貸倒引当金の内、営業貸付金の返還請求権を放棄することにより相殺される利息返還損失見込額は231,000千円であります。	※８　貸倒引当金 貸倒引当金の内、営業貸付金の返還請求権を放棄することにより相殺される利息返還損失見込額は624,000千円であります。	※８　貸倒引当金 貸倒引当金の内、営業貸付金の返還請求権を放棄することにより相殺される利息返還損失見込額は640,000千円であります。

（中間損益計算書関係）

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
※１　営業外収益のうち主要なもの 受取利息　15,741千円 受取配当金　1,000千円	※１　営業外収益のうち主要なもの 受取利息　7千円 受取配当金　178千円	※１　営業外収益のうち主要なもの 受取利息　26,083千円 受取配当金　1,968千円
※２　営業外費用のうち主要なもの ――――――	※２　営業外費用のうち主要なもの リース解約損　8,998千円	※２　営業外費用のうち主要なもの リース解約損　1,296千円
※３　特別利益のうち主要なもの 債務保証損失引当金戻入益　536千円	※３　特別利益のうち主要なもの 債務保証損失引当金戻入益　3千円 退職給付引当金戻入益　199,394千円 なお、退職給付引当金戻入益の内容については、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項３．引当金の計上基準（5）退職給付引当金の（会計方針の変更）に記載しております。	※３　特別利益のうち主要なもの 債務保証損失引当金戻入益　730千円 投資有価証券売却益　50,236千円
※４　特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損　456千円 過年度利息返還損失引当金繰入額　5,000千円	※４　特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損　7,139千円 固定資産売却損　16,752千円 支店閉鎖損失　106,417千円 退職特別加算金　475,417千円	※４　特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損　3,384千円 過年度利息返還損失引当金繰入額　5,000千円 支店閉鎖損失　53,264千円
５　減価償却実施額 有形固定資産　34,045千円 無形固定資産　88,975千円	５　減価償却実施額 有形固定資産　28,280千円 無形固定資産　25,939千円	５　減価償却実施額 有形固定資産　68,477千円 無形固定資産　114,951千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	11,138,710	－	－	11,138,710
合計	11,138,710	－	－	11,138,710
自己株式				
普通株式	307,700	－	－	307,700
合計	307,700	－	－	307,700

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年６月22日定時株主総会	普通株式	135,387	12.50	平成18年３月31日	平成18年６月22日

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年11月10日取締役会	普通株式	108,310	利益剰余金	10.00	平成18年９月30日	平成18年12月８日

当中間会計期間（自　平成19年４月１日　至　平成19年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	11,138,710	―	―	11,138,710
合計	11,138,710	―	―	11,138,710
自己株式				
普通株式	307,700	―	―	307,700
合計	307,700	―	―	307,700

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

前事業年度（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	11,138,710	―	―	11,138,710
合計	11,138,710	―	―	11,138,710
自己株式				
普通株式	307,700	―	―	307,700
合計	307,700	―	―	307,700

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年６月22日定時株主総会	普通株式	135,387	12.50	平成18年３月31日	平成18年６月22日
平成18年11月10日取締役会	普通株式	108,310	10.00	平成18年９月30日	平成18年12月８日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成18年９月30日現在） 現金及び預金勘定　5,258,776千円 預入期間が３ヶ月を超える定期預金、定期積金　△1,000千円 現金及び現金同等物　5,257,776千円	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成19年９月30日現在） 現金及び預金勘定　1,188,200千円 預入期間が３ヶ月を超える定期預金、定期積金　―　千円 現金及び現金同等物　1,188,200千円	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成19年３月31日現在） 現金及び預金勘定　9,831,175千円 預入期間が３ヶ月を超える定期預金、定期積金　△7,000千円 現金及び現金同等物　9,824,175千円

（リース取引関係）

<table>
<tr>
<th>前中間会計期間
（自　平成18年４月１日
至　平成18年９月30日）</th>
<th>当中間会計期間
（自　平成19年４月１日
至　平成19年９月30日）</th>
<th>前事業年度
（自　平成18年４月１日
至　平成19年３月31日）</th>
</tr>
<tr>
<td>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
１．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額
<table><tr><th></th><th>取得価額相当額（千円）</th><th>減価償却累計額相当額（千円）</th><th>中間期末残高相当額（千円）</th></tr><tr><td>車両運搬具</td><td>12,672</td><td>12,672</td><td>－</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>11,340</td><td>1,701</td><td>9,639</td></tr><tr><td>計</td><td>24,012</td><td>14,373</td><td>9,639</td></tr></table>（注）取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
２．未経過リース料中間期末残高相当額
１年内　2,268千円
１年超　7,371千円
合計　9,639千円
（注）未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
３．支払リース料及び減価償却費相当額
(1) 支払リース料　1,838千円
(2) 減価償却費相当額　1,838千円
４．減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</td>
<td>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
１．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額
リース契約の解約により、該当事項はありません。
２．未経過リース料中間期末残高相当額
リース契約の解約により、該当事項はありません。
３．支払リース料及び減価償却費相当額
リース契約の解約により、該当事項はありません。
４．減価償却費相当額の算定方法
同左</td>
<td>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
１．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
<table><tr><th></th><th>取得価額相当額（千円）</th><th>減価償却累計額相当額（千円）</th><th>期末残高相当額（千円）</th></tr><tr><td>器具備品</td><td>11,340</td><td>2,835</td><td>8,505</td></tr></table>（注）取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
２．未経過リース料期末残高相当額
１年内　2,268千円
１年超　6,237千円
合計　8,505千円
（注）未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
３．支払リース料及び減価償却費相当額
(1) 支払リース料　2,972千円
(2) 減価償却費相当額　2,972千円
４．減価償却費相当額の算定方法
同左</td>
</tr>
</table>

（有価証券関係）

前中間会計期間末（平成18年９月30日現在）

１．その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
株式	60,079	140,887	80,807
合計	60,079	140,887	80,807

２．時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	20,050
匿名組合出資金	255,005
合計	275,055

当中間会計期間末（平成19年９月30日現在）

１．その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
株式	6,327	21,867	15,540
合計	6,327	21,867	15,540

２．時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	10,050
匿名組合出資金	201,969
合計	212,019

前事業年度末（平成19年３月31日現在）

１．その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
株式	6,327	35,187	28,860
合計	6,327	35,187	28,860

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
103,988	50,236	―

３．時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	10,050
匿名組合出資金	219,647
合計	229,697

（デリバティブ取引関係）

前中間会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

当社は、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、記載すべき事項はありません。

当中間会計期間（自　平成19年４月１日　至　平成19年９月30日）

当社は、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、記載すべき事項はありません。

前事業年度（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）

当社は、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、記載すべき事項はありません。

（持分法損益等）

前中間会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　平成19年４月１日　至　平成19年９月30日）

該当事項はありません。

前事業年度（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）

該当事項はありません。

（開示対象特別目的会社関係）

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に貸付資金を調達することを目的として、営業貸付金の流動化を実施しております。当社は、当該資産流動化において特別目的会社（株式会社形態）を利用しており、営業貸付金を信託譲渡することにより取得した信託受益権のうち、当社が保有する劣後受益権（当中間会計期間末残高3,098百万円）を除いた優先受益権を特別目的会社に譲渡することで資金を調達しております。

特別目的会社は、譲渡を受けた優先受益権を裏付に社債を発行し、それによって得られた資金を、優先受益権の譲渡代金として当社への支払に充当します。

当社は、特別目的会社が保有する優先受益権及び当社が保有する劣後受益権を構成する営業貸付金の回収不能によって、資産流動化において将来発生し得る損失負担に備え、当中間会計期間末現在において適切な貸倒引当金を設定しております。

なお、平成19年９月末現在において、当該資産流動化に係る特別目的会社は１社であり、当該特別目的会社の平成19年９月末現在の資産総額は7,672百万円、総負債額は7,467百万円であります。

また、当社は当該特別目的会社に対して、議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当中間会計期間における当社と特別目的会社との取引金額等は以下のとおりです。

（単位：千円）

	中間会計期間末残高	主な損益	
		（項目）	（金額）
譲渡資産			
優先信託受益権	5,242,034		
匿名組合出資金			
投資有価証券（注１）	201,969	匿名組合分配金（注２）	70,137

（注１）　投資有価証券は当会計期間において17,678千円償還しております。

（注２）　匿名組合分配金の当会計期間の損益70,137千円は未収収益となっております。また、当該分配金は、営業収益に計上されております。

（１株当たり情報）

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
１株当たり純資産額 1,596円83銭 １株当たり中間純利益金額 27円69銭 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額 1,008円86銭 １株当たり中間純利益金額 △26円34銭 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額 1,035円93銭 １株当たり当期純利益金額 △520円37銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）　１株当たり中間（当期）純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
中間（当期）純利益（△純損失）（千円）	299,872	△285,321	△5,636,092
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－	－
普通株式に係る中間（当期）純利益（△純損失）（千円）	299,872	△285,321	△5,636,092
期中平均株式数（株）	10,831,010	10,831,010	10,831,010

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

５．貸出金及び営業収益の状況

(1) 貸出金

項目		前中間会計期間末 平成18年９月30日		当中間会計期間末 平成19年９月30日		前事業年度末 平成19年３月31日	
		金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
商業手形		3,408,049	5.3	623,380	1.5	2,240,856	4.1
		(24,183)	0.0	(28,765)	0.1	(21,924)	0.0
無担保貸付	信用貸付	40,955,723	63.3	26,293,054	64.1	34,693,590	63.9
	保証人付貸付	10,779,998	16.7	7,435,381	18.1	9,473,234	17.4
小計		51,735,721	80.0	33,728,435	82.2	44,166,824	81.3
有担保貸付	不動産	9,294,769	14.3	6,635,618	16.2	7,882,159	14.5
	有価証券	251,373	0.4	36,172	0.1	46,336	0.1
	会員権	13,250	0.0	―	―	1,998	0.0
	その他	―	―	3,000	0.0	―	―
小計		9,559,393	14.7	6,674,790	16.3	7,930,493	14.6
営業貸付金　計		61,295,115	94.7	40,403,226	98.5	52,097,318	95.9
		(1,027,356)	1.6	(1,581,886)	3.8	(1,275,266)	2.3
合計		64,703,165	100.0	41,026,607	100.0	54,338,174	100.0
		(1,051,539)	1.6	(1,610,651)	3.9	(1,297,191)	2.4

（注）１．貸出金残高の（　）内書は、営業債権等に含まれる「破産更生債権等」の額であります。
２．貸出金残高には、資産流動化に伴いオフバランスとなった営業貸付金が含まれております。
前中間会計期間末 20,066,127千円　　当中間会計期間末 18,671,995千円　　前事業年度末 20,307,764千円

(2) 営業収益

項目		前中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日		当中間会計期間 自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日		前事業年度 自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日	
		金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
受取割引料		368,930	5.0	150,585	3.0	632,085	4.6
無担保貸付	信用貸付	2,347,542	31.9	1,252,198	24.8	4,394,449	31.6
	保証人付貸付	829,535	11.3	507,595	10.0	1,589,653	11.4
小計		3,177,077	43.2	1,759,793	34.8	5,984,103	43.0
有担保貸付	不動産	762,812	10.4	573,467	11.3	1,433,546	10.3
	有価証券	6,449	0.1	4,248	0.1	12,600	0.1
	会員権	1,335	0.0	36	0.0	2,322	0.0
	その他	―	―	212	0.0	170	0.0
小計		770,598	10.5	577,965	11.4	1,448,639	10.4
営業貸付金利息計		3,947,675	53.7	2,337,759	46.2	7,432,742	53.4
受取信託分配金		2,868,549	39.1	2,445,084	48.3	5,525,450	39.7
匿名組合分配金		108,534	1.5	70,137	1.4	219,687	1.6
不動産賃貸収入		16,666	0.2	13,383	0.3	30,619	0.2
その他		38,705	0.5	41,938	0.8	70,187	0.5
合計		7,349,061	100.0	5,058,888	100.0	13,910,774	100.0